

共通互換品番検索システム事業規約

全日本自動車部品卸商協同組合

(目 的)

第1条 この規約は、全日本自動車部品卸商協同組合（以下「組合」という。）が自動車部品の共通互換品番検索システム事業を実施運営するために必要な手続き、利用申込方法、利用金額その他の事項について定め、もって「共通互換品番検索システム事業」の円滑な運営を図ることを目的とする。

(委員会)

第2条 本事業の実施運営に当たっての必要な事項は、理事会の諮問を受けて委員会規約に定める「事業運営委員会」が検討・討議するものとする。

(事業の導入利用の申込み手続き等)

第3条 本事業の導入利用を希望する組合員又は賛助会員は、次に定める方法により申込み手続きを行うものとする。

- (1) 利用申込みは、申込み事業者の拠点（営業所単位）毎に、「互換検索システム利用申込申請フォーム」のインターネットアドレス
(<http://zenbukyo.or.jp/idorder.html>) から申し込むものとする。
- (2) 前号の申込みがあった場合には、本組合は当該申込者の利用承認の可否を速やかに決定し、「互換検索システム利用申込申請フォーム」に登録された「メールアドレス」を活用して登録承認を通知する。
- (3) 組合員又は賛助会員以外からの利用申込みは受け付けない。

- 2 前項の規定により登録承認を受けた事業者拠点（以下、登録拠点という）が、本共通互換品番検索システム事業の利用を年度の途中において中止する場合には、別に定める「(様式1) 利用中止の申出書」を本組合に提出するものとする。

(事業の利用料及び払込方法)

第4条 前条第1項に規定する登録拠点の利用料は、定款第17条の規定に基づき登録拠点1カ所に付き月額5,000円を限度として、別に定める「共通互換品番検索システム事業規則」において、システムの開発・維持・管理の費用（サーバーの借上費及び保守管理費、通信費等）等を勘案して定める

額とする。

- 2 前項の利用料の徴収方法は、別に定める「共通互換品番検索システム事業規則」に定める徴収方法とする。

(利用料の返還等)

第5条 第3条第2項に規定する「(様式1) 利用中止の申出書」を提出した事業者については、第6条第2項の手続きを行うとともに、当該事業者の支払済み利用料について、別に定める「共通互換品番検索システム事業規則」に定める計算方式により当該申出書提出事業者の指定する口座に振込により返還する。

- 2 第6条第3項の規定に該当する脱退者の利用料については、次の各号のとおりとする。

- (1) 第6条第3項の本文に該当する脱退者は、法律、定款及び規約により脱退届を提出した事業年度末に脱退となることから当該年度中は組合員等として利用できるため、支払済み利用料は返還しない。ただし、脱退届と同時に第3条第2項の規定に基づく利用中止の申出書を提出した場合には前項の規定を適用する。
- (2) 第6条第3項ただし書きに該当する脱退者は、脱退届の翌月から第3条第2項の規定に基づく利用中止の申出書を提出したものとみなし前項の規定を適用する。

- 3 第6条第1項の規定により「登録を取り消された事業者」の支払済み利用料は、返還しないものとする。

(利用事業者の登録の取消し等)

第6条 共通互換品番検索システムの運営を阻害する次のような行為を行った事業者については、付与した登録承認を取り消して削除するものとする。

- (1) 互換とならない部品番号のデータを数多く入力し、本システムの信用を損なう行為をした場合。
- (2) 本システムを利用して検索データの内容を他の第三者に販売等を行った場合。
- (3) 第4条第2項に規定する徴収方法による本組合の請求に基づく支払期限の翌月までに支払わない場合。

2 「登録拠点」が第3条第2項の「(様式1) 利用中止の申出書」を提出した場合には、当該「利用中止申出書」を本組合が受領した日の属する月の末日をもって「登録承認」を取り消して削除する。

3 「登録拠点事業者」が、本組合の組合員又は賛助会員を脱退する場合は、法律、定款及び規約による脱退届を提出した年度末に脱退となるため年度末をもって「登録承認」を取り消して削除する。ただし、脱退組合員のうち、法定脱退に該当する事業者の場合は、法定脱退となる日が属する月を持って「登録承認」を取り消して削除する。

(本事業についてのクレーム処理)

第7条 本事業についてのクレームが発生した場合は、第2条の事業運営委員会において、その内容を調査検討のうえ、データ入力の協力者に連絡し修正等を行うものとする。

(実施細則)

第8条 この規約に定めのない事項又は特別に処理を要する事項については、理事会の承認を得て理事長がこれを定める。

2 本規約の軽微な改正は、理事会の承認を得て理事長が改正する。

附 則

この規約は、設立登記の日（平成23年7月6日）から施行する。

附 則

この改正規約は、遡及適用して平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正規約は、遡及適用して平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正規約は、遡及適用して平成30年4月1日から施行する。

ただし、平成30年度請求に当たっては、4月1日遡及請求とするため、第4条第2項の本文中「算出した合計金額の月額」とあるのは、「算出した合計金額の年間利用額全額」と読み替えるものとする。

附 則

この改正規約は、遡及適用して2019年4月1日から施行する。